

近 代 の 鳥 取 城

久松山整備審議会について（資料紹介）

佐々木 孝 文

【解題】

現在、史跡鳥取城跡附太閤ヶ平については『史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存管理計画』・『「保存整備基本計画』『「実施計画』に基づく管理・活用が進められている。しかし、これらの計画が策定されるまでの間も、決して鳥取城跡・久松山の保存・活用が等閑視されてきたわけではない。明治23年の旧藩主池田家による買戻しや、戦前の鳥取会の働きかけ、久松公園の整備など、現代的な「史跡の保存活用」と比べれば未成熟な面も大きいが、古い時代からそれなりに真剣に検討され、具体的な事業も実施してきた。

残念ながらその多くが、重要な成果を残しているにも関わらず、時間の経過によって忘れ去られている。しかし、今後、永続的な史跡の保存・活用を考える上では、これらの取り組みを歴史的に把握し、成果と影響を跡付けていく必要があろう。

そのような視点から、今回は、昭和47年9月に答申された「久松山整備審議会」での検討経過や内容について紹介し、その歴史的意義、現在への影響について考えてみたい。

久松山整備審議会は、昭和47年4月に「鳥取市久松山整備審議会条例」が制定された後、鳥取市企画調査室（当時）を事務局として翌5月に設置された。この審議会は鳥取商工会議所の会頭などを歴任した米原穰を会長に「公園整備部会」と「史跡保存部会」の2部会で構成されており、答申が提出された同年7月31日までに、全体会が3回、部会が数回ずつ開催されている。大変な短期間でまとめられたことにまず驚かされるが、それ以上に、現在まで続く史跡の保存活用の基本的な問題が比較的網羅されており、現在でも通用する部分が多いことが評価される。教育委員会に現存する簿冊には名簿や議事録の添付がないため、現時点では委員構成等や議論の内容等の詳細は不明であるが、その後昭和57年に三階櫓復元のために設置された『鳥取城郭復元整備審議会』（会長・米原穰）同様、観光やまちづくりの関係者も含む、広汎な委員で構成されていたと推測される。

この答申は、鳥取城跡だけではなく、史跡鳥取城跡附太閤ヶ平を含む久松山系全域についての答申となっている点に特徴がある。特に、文化財保護や公園整備だけでなく、自然保護の視点が強いことが注目される。この答申は、条例に基づく審議会によるものとして相応の重みを持ったようで、その後昭和50年代を通じて事業化されたものも少なくない。公園整備、自然休養林の整備だけでなく、昭和59年度に『史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存管理計画』が策定されるまでは、文化財の保存活用についても重要な指針であったと考えられ、平成17年度策定の『保存整備基本計画』にもその内容が一部継承されている。また、仁風閣の保存整備の方向性が示され、重要文化財指定（昭和48年）につながったと考えられる点も注目される。

内容的には

- ① 文化財の保存・整備（山上ノ丸の石垣修理・復元を前提とする調査、二のノ丸城郭群の復元整備、三ノ丸の石垣の顕彰、中ノ御門跡の整備、内堀の整備、太閤ヶ平など中世城郭の調査・顕彰、未調査の遺跡の把握、仁風閣・樗谿神社の保護）
- ② 公園の整備（二ノ丸・天球丸、米蔵跡の公園整備、樗谿公園の整備）
- ③ 景観・自然環境の保全（「歩く」ことを基本とした整備、十神林道の事業中止、自然遊歩道・自然休養林の整備、天然記念物キマダラルリツバメ等動植物の保護）

がうたわれており、かなり厳格に保存活用の枠組みを想定していたことがわかる。久松山麓への自動車の進入について基本的に禁じている点、徹底して「歩く」場として整備しようとしている点は、当時としてはかなり先鋭的な考え方であったと思われる。いずれにせよ、現在（平成23年）の久松山系の基本的なありようは、この答申を踏まえて整備・管理してきた結果であるといえ、鳥取城跡の保存管理計画・保存整備計

画の基盤として重要なものと考えられる。

参考として、以下に諮詢と答申の全文を掲載する（各部会の報告を除く）。

資料①諮詢

諮詢

鳥取市久松山整備審議会

久松山およびその周辺の整備に関し、鳥取市久松山審議会条例第2条の規定により、次のとおり諮詢します。

1. 久松山およびその周辺における自然および文化財の保護保存のあり方
2. 久松山およびその周辺の市民の公園としての整備のあり方

昭和47年5月10日

鳥取市長 金田裕夫

資料②答申

昭和47年7月31日

鳥取市長 金田裕夫 殿

鳥取市久松山整備審議会
会長 米原 穣

久松山およびその周辺の整備について（答申）

鳥取市久松山整備審議会条例第2条の規定に基づき、昭和47年5月10日付け調査審議を求められた久松山およびその周辺の整備に関して調査審議の結果、別紙の通り答申します。

なお、昭和47年7月発生の豪雨に対する被害については、日時の都合上当審議会の調査審議の過程で対象とすることことができなかったが、特に下記事項について留意されるよう要望する。

記

- 1 被害の詳細について早急に調査し、復旧に当たっては万全を期せられたい。
- 2 今後、当地域の整備に関しては、このたびの災害を教訓として、その対応策について十分な配慮をされたい。

久松山およびその周辺の整備に関する答申

久松山とその周辺の今後のあり方として、「自然および文化財の保護保存のあり方」および「周辺の市民の公園としての整備のあり方」について諮詢があったが、当地域については、貴重な自然と文化財の保護保存を第一に考えながら、自然につつまれた歴史的環境と調和した市民公園に整備することを目標に当地域の基本的なあり方と、当面する諸問題の具体的対応策について、次

のように考える。

1 久松山とその周辺についての基本的な考え方

(1) 久松山とその周辺の利用については、鳥取城跡、橿谿神社等の一部に限られているが、今後は当地域を一体として、市民の憩の場にふさわしい文化の香り高い市民公園に整備するものとする。

とくに久松山は鳥取市民のシンボルとして、その景観の保持に特別の配慮をするものとする。

(2) 久松山とその周辺は、鳥取城をはじめ多くの貴重な文化財に恵まれ、縁につつまれた歴史的環境の地であると同時に自然の宝庫であるので、今後においてはこれらの自然と文化財の保護保存を第一に考えるものとし、市民の憩いの場として利用に供するに当たっては、「歩く」ことを原則とし、鳥取城跡をはじめとして当地域の一般自動車の通行を禁止し、今後当地域の整備は自然遊歩道を中心に考えるものとする。

(3) 久松山とその周辺の最近における天然記念物キマダラルリツバメをはじめとする貴重な動植物については、生息の実態と分布状況が正確に把握されていないので、早急にこれらの実情調査を行い、その保護対策をたてるものとする。

また、当地域には未調査遺跡もいまだ多くあるといわれているので、あわせてこれらの調査も行うものとする。

2 久松山とその周辺における具体的対応策

(1) 鳥取城跡の整備

ア 久松山は市民のシンボルであり、市街地側は勿論援護時側についても景観保持のほか自然保護につとめる必要がある。

なお、山上の丸に通ずる自然遊歩道は背後地側を重視する必要がある。

イ 山上ノ丸については、石垣等城跡の復元整備を行ない、同時に美観を損ねている崖くずれ個所の修復と樹木の植生・保護を行う必要がある。

ウ 天球丸・二の丸一帯については、花木・芝生等を植栽し遊歩道を設ける等、市民が歴史的環境のなかで散策できる市民の憩の場にふさわしい整備と維持管理を図る必要がある。

また、二の丸御殿跡の礎石一帯の保存については、芝生とすること等により美観に留意するとともに、天球丸・三の丸における長田神社側の石垣の顕彰についても考慮する必要がある。

なお、二の丸一帯の桜については、現在のままおくことが望ましい。

エ 久松公園（米蔵跡地）一帯は、県立博物館・仁風閣との関連において広い空間の確保を図るため、既存の店舗・住家・テニスコート等史跡に関係のない施設は除去し、施設除去後は花木・芝生の植栽・噴水の設置等市民が気軽に散策ができる公園として整備することが望ましい。

なお、動物舎の移転については、慎重に対処されたい。

オ 堀については、鳥取城の遺構を再現し城跡としての景観を保持するために、浚渫と石垣の復元整備を主眼とし、蓮の存廃については別途考慮されたい。

カ 中ノ御門については、史跡の保護保存の立場から石垣を復元整備する必要があり、とくに正確な復元整備を期せられたい。

キ 三の丸跡およびその周辺一帯の整備についても今後において長期的観点から検討する必要がある。

(2) 仁風閣の保存

仁風閣は、鳥取市の近代化を象徴する洋風建築として貴重な存在であるので、今後、建築当時の姿に復元整備すると同時に、周辺の環境にも留意し保存を図ることが必要である。

(3) 鳥取城の復元

天守閣（山上の丸）は、中世紀に築城されたものであり明確な資料に乏しく、したがって復元のためには今後十分な調査研究を要するものと認める。

さらに、三階櫓を中心とする二の丸一帯の城郭の復元については、実現に努力されたい。

(4) 榎谿神社・護国神社・本陣山一帯の整備

ア 榎谿神社については、自然との調和を保った歴史的環境とともに維持されてきたが、今後ともこの重要文化財の保護とその環境保持に万全を期す必要がある。

イ 護国神社跡地は地区公園とすることに異論はないが、計画の具体化に当っては環境との調和と自然保護について十分配慮されたい。

ウ 本陣山については、土壘等の遺構の調査を行うとともに、顯彰についても配慮する必要がある。

(5) 自然休養林計画のあり方

自然休養林としての整備にあたっては、自然植生を尊重し既存の遊歩道を中心に考える必要がある。

(6) 既存林道の措置と一般自動車の規制

ア 十神林道・本陣山林道をはじめとし当地域内においては、一般自動車の通行を禁止する必要がある。

イ 十神林道については、今後の事業は中止するものとし、本陣山林道への接続は自然遊歩道で行うことが望ましい。

(7) 地域内に生息する天然記念物その他文化資源等の保護保存

天然記念物キマダラルリツバメをはじめとする貴重な動植物の実態について、早急に調査しその保護対策をたてる必要がある。

3 久松山とその周辺の整備促進についての要望

(1) この答申の趣旨にそい、自然と文化財の保護保存を第一とし、久松山とその周辺を一体とした整備計画を早急に策定し、計画的に整備を実施されたい。

(2) 今後、貴重な動植物と史跡の実情の調査を行ない、保護保存の対策を講ずるため、および公園整備に当たっての具体的計画を立案するために、専門家で組織する調査機関をつくるべきである。

(3) 当地域における自然と文化財の基礎調査と、自然、文化財、公園等における維持管理については、十分に予算措置され万全を期せられたい。

(以下、「公園整備部会」「史跡保存部会」報告が添付されるが省略)

一読して分かるように、この答申は、公園・史跡・市街地といった区分が現在と比べると未分化な状態で出されたものである。この後、答申の趣旨を実現するために、関係者が長期的な努力を重ねてきたことは、久松山の現状を見れば明らかであろう。事業が専門化・細分化されてきている現在、この答申のもつ「大きな枠組み」を再確認することには、重要な意義があるといえよう。